

HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信

2015年 春季号

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>

E-mail info@takadakaikei.co.jp



副所長の一言

拝啓

陽春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼を申し上げます。

本年も3月16日を以て、無事に確定申告を終えることができました。これもひとえに皆様方のご助力の賜物であると社員一同、重ねて御礼を申し上げます。



さて、いよいよ新年度を迎えました。例年のことながら、街にはスーツを着慣れないフレッシュな新入社員たちがあふれております。ここにきて、企業の採用が一段と活発化し、人材が枯渇しているというニュースを目にします。リクルートキャリアが発表した『就職白書 2014』によれば、2014年卒の内定取得状況は79.7%となり、前年対比4.2ポイント上昇しています。2015年卒はさらに採用競争が激化する見通しということです。

近年の採用活動においては、採用側の企業と、就職する学生の意識にそれぞれ変化があるということです。リクルートキャリア社によれば、採用人数については計画以上に確保できたという企業が増加した半面、入社予定者のレベルへの満足度は前年よりも低くなっていると回答した企業の割合が増加しているとのこと。

人材の確保に奔走し、求めるレベルまで達していない学生を採用するというのが実態のようです。質には不満が残ると考えている企業も、採用競争激化により採らざるを得なくなっているようです。

また、学生が企業を選ぶ視点にも変化が起きています。複数社の内定をもらった学生が、入社する会社を選択するために最も重視した条件は、過去の統計ですと上位を占めてきた『業種』から、『一緒に働きたいと思う人がいるかどうか』へシフトしています。名だたる上場企業に就職するよりも、自分の価値観に近い企業でやりがいを求めるという学生が増えているのです。

欲のない若者が増えていると悲観交じりに言われてきた昨今ですが、変化に対応できる柔軟性を合わせ持った学生も多いようです。自社が求める人材像をしっかりと持ち、現在の若者のタイプや個人の性質を知ることが採用企業にも求められています。

高田総合会計事務所の平成27年度スローガンは『5年後の自分を見据えた仕事をしよう！』です。5年後の社会環境や自らのポジションを見据え、それに向かって自己研鑽するとともに、後進のタイプや性質を理解した育成にも取り組む必要性を感じ、新年度も仕事に取り組んで参る所存でございます。

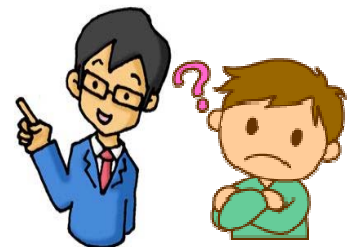
皆々様の益々のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

高田総合会計事務所
副所長 高田 直浩

会計・税務の「？」にお答えします。

教えて！タカダくん



タカダくん あきんどくん

今回のテーマ：青色申告制度

タカダ : 今年も確定申告が無事完了したよ。あきんどくんは無事申告できたかい？

あきんど : いやあ、今年は3月初旬に風邪ひいちゃって、期限までに申告できないかと思ったけど何とか間に合ったよ。

タカダ : 青色申告している場合は、期限内申告をしないと、青色申告のメリットを得られない場合があるから、やっぱり申告は期限内にすべきだね。

あきんど : そうなんだね。でも青色申告ってよく聞くけど、そもそもなんで青色っていうの？

タカダ : もともと申告書の用紙の色が青色だったからそう呼ばれているんだよ。平成 13 年以降は所得税の申告書は青色ではなくなったんだけど、法人税では今でも青色申告の届出をしている法人は青色の用紙で申告しているね。

あきんど : そういうことだったんだね。

タカダ : ところであきんどくんは、所得税の青色申告をすることでのメリットは知ってるかい？

あきんど : もちろん知ってるよ。青色申告控除の 10 万円を所得金額から控除できるんだよね。あと、専従者給与として、奥さんや家族に支払った給与を必要経費に入れられるよね。

タカダ : そうだね。青色申告控除額については、複式簿記による帳簿記帳をして、損益計算書だけでなく貸借対照表も作成・添付していれば、青色申告特別控除っていう最高 65 万円の控除が得られるんだよ。家族給与については、白色申告でも専従者控除という制度はあるんだけど、上限が 86 万円（年額）なのに対して、青色申告では給与として妥当な金額であれば、上限はないんだよ。

あきんど : やっぱり青色の方がお得だね。他にも白色申告よりお得な事ってあるの？

タカダ : まだまだあるよ。30 万円未満の減価償却資産を購入した場合、合計金額が年間 300 万円までは全額をその年の必要経費にすることができるし、事業上生じた債権残高の 5.5% を貸倒引当金として、その年の必要経費にすることができるんだよ。

あきんど : ってことは、白色申告の場合は、貸倒引当金は計上できないんだね。

タカダ : もちろん。白色申告だと貸借対照表がないから、債権額がわからないよね。

あきんど : あっ、そうか。

そういや、青色申告だと赤字を繰り越すことができるっていうよね。

タカダ : そうだよ。それも大きなメリットの一つだね。事業所得などで生じた赤字を、他の所得と損益通算してもなおマイナスが生じる場合には、翌年以後 3 年間にわたって繰り越して各年分の所得から控除できるんだよ。また、損失がでた年の前年も青色申告している場合は、損失の繰越控除に代えて、その損失額を前年に繰戻して前年分の所得税の還付を受けることもできるんだよ。

あきんど : そんな制度もあるんだね。知らなかったよ。

損失の繰越っていえば、株の売買の損失も 3 年間の繰越ができるけど、あの制度も青色申告しなきゃだめなの？

タカダ : 株の損失に関する繰越控除制度は青色申告でなくても適用できるからご安心を。

あきんど : だよねえ。よかった。

ところで、期限内に申告しないと、どんなデメリットがあるの？

タカダ : 期限後申告だと、その申告では青色申告特別控除の 65 万円が控除できずに、10 万円のみ控除になるんだよ。加えて、青色申告をするためには税務署長の承認が必要なんだけど、その承認を取り消されることもあるから、とにかく申告の準備は早くして、期限は守ろうね。